

△資料翻刻▽ 『芸備孝義伝』三編(四)

鈴木幸夫

〔題名〕芸備孝義伝 三編 広島 巻四

芸備孝義伝 三編 巻四

広島

西愛宕町なつ

東愛宕町まつ

大須賀村新蔵

国泰寺下男菊松

東引御堂町白石屋文蔵手間茂兵衛

鍛冶屋町太平次

六町目利兵衛女かね

空鞘町みよ

広瀬村長蔵

同村もよ

同村まつ

塚本町平五郎妻あさ

西愛宕町勘助後家もん(目録1オ)

段原村とは

稲荷町はや

水主町水主幸蔵

文九郎女いく

徳三郎姉ぬい

附勘蔵・千蔵・もん

清蔵同弟国蔵

清三郎

作右衛門妻よね

吉蔵

和五郎兄弟

常蔵兄弟

利七夫婦

亀次郎女りやう

勘太郎女あさ

猪之助

元五郎同弟保太郎

善蔵(目録1ウ)

附録

江戸住医師深井元立下男善助(目録2オ)

芸備孝義伝 三編 巻四

広島

○西愛宕町なつ ○東愛宕町まつ

なつハ、幼して父長八にはなれ、兄利兵衛ハ多病なれば、なつひとり一人して専すぎハひをいとナミ、昼夜となく綿をくり糸をひき、またハ米屋の臼を踏など男子のわざまでもはたらき、少の賃を得て病る母を養ひ、兄にも懇に心をそへぬ、母平日魚類を好ミければバたえず買求て進めけるが、貧しきかなれば母が心おかんことを恐れ、母その価を(1オ)尋ぬることあれば、殊にやすきま、買さふらふとて価の半ばかりも減じて答へ、おのが養に苦しめるさまをしらしめず、また母が膈の病に罹りける時その介保殊さから奇特なりければ、これを称するものありしに、なつき、て孝行をもてほめられんハ恐多きことにこそ、貧窮の身生産にひかれ侍

れバ心にまかせぬ事のミなりといひて、いとゞなげきけるとぞ、天保六年末の七月賞して銀百三十目を下さる、○まつハ父を甚平といふ、すこしの耕作をなして生業としけるが、「(1ウ)七十ばかりにて病にかゝり、母もおなじく病でとも共に歩行になやミ、妹あれど多病にて助とならざれば、まつひとりして糸の備紡し、また畑をつくり薪をとり、あるひハ人に雇れ力のおよぶかぎりはたらきて五人の口を養ひ、つねにおのれハあしき衣食して父母にハ旨きをそなへ、暖にきせ、抑搔までも残る所なくはからひ、妹をも懇になしぬ、かれ嫁することも婿とすることもミな人のす、めを肯ずして、四十といふ年を過しけるも、たゞ父母の孝養に妨あらんことを」(2オ)おそれてなり、なつと同じく賞せらる、その明るとし今公近郊遊獵のとき召見給ひ、おのゝ鳥目一貫文を下されける、是より下菊松ま、  
で並に同じ

### ○大須賀村新蔵

新蔵ハ左七が子にして町奉行所の手使といふを務め、二親に事へて孝心厚し、十六歳の時母おもき熱病になやミければ、日夜側を離れず介保しけるが、病勢はげしく医も手をつかぬるばかりなりしかバ、夜半ごとに人の目をしのび寒氣の甚しきをもいはず、「(2ウ)猿猴川に入りて垢離をとり、村内なる稻荷へ祈願をぞなしける、ある夜橋を通りかゝりしものそのさまを見て怪ミしが、新蔵といふことを知り深く感じて落涙し、人にもかたりてほめはやしけるとなん、かくてあやうかりし母が病も不思議に全快しければ、人ミな孝感のいたす所なりといよゝ歎称しける、その看病せる中

にも、二歳なる弟を昼夜となく懐にいだきもらひ乳して母の心を安んぜしむ、その人となり余ハ推してるべし、まつと同じ年賞して銀百目を給ふ、」(3オ)  
 △挿絵第一図▽ (3ウ・4オ)  
 新蔵時に二十歳なり、

### ○国泰寺下男菊松

菊松ハ父を藤四郎といひて安芸郡矢野村の民なり、菊松十六歳にしてはじめて国泰寺に仕ふ、当寺ハ国の大地なれば、遍參の僧多く来集りて日々の費用おびた、しけれど、幹事のものも僧徒なれば、さまで意とするものもなかりしに、菊松この寺に仕へて後ハ、米薪の出納より味噌醬油のつくりかた菜圃のことまでもおのが身に荷ひ、さまざまと意をくバリ節儉をむねと」(4ウ)してはからひけること、三十余年の久しきにおよびぬれど、廉潔にしていさ、か私なかりければ、寺中のもの皆その実意に感服し、無用の費の減ずるのみか、寺法のしまりともなりけるとぞ、また郷里なる父がうりはらひし家田地をも己がはたらきをもて本のごとく買もどし、老父をして心やすく暮させける、そのほか美事も多かりし、菊松が如きハ寺院につかふる奴僕にハたぐひまれなるものなれば、藩士の良僕に準ぜられ、新蔵と同じく賞せらる、」(5オ)

### ○東引御堂町白石屋文蔵手間茂兵衛

茂兵衛ハ安芸郡矢野村の産にて、十二歳の時より傘匠白石屋文蔵が傘細工の手間といふものをして、日々文蔵が肆にゆきその職を

怠らず、今の文蔵まで三代六十余年の間、文蔵が家を敬ふこと、  
 主家のごとく誠実をつくしければ、ほかの手間職のものまでも文  
 蔵が肆にあるものハ、ミな茂兵衛に化せられて、自然と風儀も正し  
 くなりける、今の文蔵幼して家を続しかバ、何事もミな茂兵衛  
 がとりたてにより、かれ齡傾きてハ（5ウ）文蔵これをいた  
 はり、月毎にもの与へて細工をバ心のま、になすべしといひけれ  
 ど、日々肆に來りてなほその業をなしける、されバ文蔵も感称の  
 あまり官にきこえければ、菊松と同じく賞せらる、茂兵衛もと  
 姉夫某が養子たりしが、よく子の道を尽し、養父母死して後ハ家  
 督といふもなく、単身にて任なるもの、家に身を寓せいたく落魄  
 ぬれど、養父酒ずきにてありしかバ、忌日にハかならず位牌に酒を  
 そなへて礼拝すること年久しく怠らずといふ、（6オ）

#### ○鍛冶屋町 太平次

太平次ハ鍛冶を業とす、人となり篤実にあはれミ深きものにて、  
 兄弟親族に睦じく、年久しく召つかひし鍛冶の弟子をバ、おひ  
 く産をわけて皆一家をなさしめ、町内の貧しきものをもおのが  
 家人のごとく懇にせわしければ、かれが蔭にて世渡りをなすもの  
 少からず、かれ町の五人組筆頭たりしが、かゝるものなれば町内  
 のものもよく帰服しけるとなり、その子佐兵衛も貞実の生質にて  
 家業をはげミ、親に事へて孝なり、これも太平次が（6ウ）教化  
 の善によれるなるべし、褒賞ありて三俵の米を賜ふ、文政八年酉  
 の二月の事なり、

#### ○六町目利兵衛女かね ○空鞆町みよ

かねハ早く母に離れ父利兵衛に事て孝なり、父ハ年老て眼をやミ、  
 警者もおなじさまにて生産をなしえざれば、かね幼より習ひ得  
 し足袋の底さすことをなして父を養ひけるが、素より女の業のは  
 かぐしからずして、朝夕の烟もたてかぬるばかりなれば、時と  
 してハおのが食を減して父をのミ飽しむ、もし（7オ）食物の  
 蓄、ハいかにやと問ふことあれば、いつもゆたかにさふらふと答け  
 る、酒ハ父が好む所にあざれば、をりくハ菓子やうのものを  
 まるらせ、常に何くれと意を配りてそのころをよるこぼしめ、  
 いさ、かも不自由なりとおもふことあらしめざりしとぞ、寛政十二  
 年市令より月に米一斗を与へて父が生涯を扶助し、父死て後ま  
 たかねに米若干を恵まるの賞するところなり、○みよハ喜兵衛といふ  
 者の妹にて山田屋九郎右衛門が寡婦に仕ふること年ひさし、主母  
 年老て病がちなり（7ウ）ければ、家ますく貧しきに陥ける  
 が、みよ昼夜糸はたの賃しごとをなしつ、介保のこるかたなく心  
 力をつくしぬ、その情のいたれること、親子といふとも及び難し  
 と人々ほめはやしける、後にみよ人の勸によりて一度ハ嫁もせ  
 しかど、主家の事片時もわすれず、離婚の後また主母の許にかへり、  
 貧しき中なれば、いさ、かの切符をも受けずしてかしづきつかうま  
 つること、殊更に厚かりしとなん、かねと同年銭若干を与へらる、

#### ○広瀬村長蔵 ○同村もよ ○同村まつ（8オ）

長蔵ハ父母に孝なり、父三右衛門年七十にこえてなほ健なれば、  
 少しの耕作をなしけり、長蔵ハ日々賃作に出けるが、父が畑より

帰るころほひにハ、かならず帰り来て湯をわかしおき、父が足をあらふこと常なり、また父暑にくるしむこと甚しきにより、貧困のなかより費をもかへりミず、家を移して涼しき地に居しむ、母病るに及びてハ衣類のけがれを長蔵ミづから洗ひ清めけるが、その間着せおく衣さへなければ、おのが着たる衣をぬぎて母に着せ、その身ハ襦袢のミなれど、寒氣のはげしき(8ウ)をも更にいとふことなし、母死して後父につかふることいよく厚かりければ、文化元年賞して銀若干を与へらる、○もよハ父を庄八といふ、鮒魚を遠郷に鬻くをもて業としけるが、年老てハ意のまゝならず、母ハ年久しく病に臥し、生産甚きハまりけるに、もよ一人して女工を励ミ、賃まうけして孝養に力を尽しける、賞せらる、こと長蔵に同じ、○まつハ父を喜七といふ、母ハはやく死し父ハ中風を病ミ、手足なえてねおきも人の扶助なくてハなしえざりしを、まつ幼年よりこれにつかふることいと(9オ)あつし、冬の寒きにも身にハ単の衣のミまとひて、糸ひき綿くりあるハ白つくなど、日夜賃しごとをはげみて、父にハ饑寒を知らしめず、是も長蔵らと同じく賞せらる、

○塚本町平五郎妻あさ

あさハ沼田郡相田村の産にて平五郎が妻となり、舅権七に事へて孝なり、権七はじめ鍛冶屋町の裏借屋にすミし時、平五郎ハ浜中背を業とせしが、権七ハ町内の立番所に出、また川手門の開闔をもうけもちて、昼夜と(9ウ)

ハ挿絵第二図V(10オ)

なくかせぎければ、あさ夫に向ひ、父上に八年老たまひ、昼のミカ夜もまたやすらふ暇もなく外にて勤給ふに、われら夫婦やすくと内に寝て、つかへ奉ることもせざるハ勿体なきことなれば、夜のつとめほどハ父上に代り給へとす、めければ、平五郎よくもひたりとて権七にかくと告げるに、権七曾てき、入れず、あさその後ハ何くれと意配りし、あた、かなる食物を烹調へ、夜ごとに立番所に持はこびてす、むること、凡二年ばかりの間時刻をも違はず、懐妊して身重になりても猶懈る(10ウ)ことなかりしかバ、権七も心ならず思ひ、遂に平五郎に夜番を代らしむ、後平五郎死し権七も老衰して生理ますます窮りければ、あさひとりして力をつくし、舅に事ふること弥あつく、入婿をす、むるものあれど肯ハずして、貞節をもまもりけるをもて、文化三年銀百目を恵まる、

○西愛宕町勘助後家もん

もんハ佐伯郡大原村権四郎が女にて勘助が妻なり、勘助ハ煙草を商ひて生産とし微に世をわたりけるが、(11オ)老母と二人の幼児を遺しはやく身まかりぬ、もん夫の商事を続きまた裁縫のことなどをはげみて、姑を養ふ、姑よハひ八十にこえ、素より拵急なる性格にて怒罵ること多けれど、もんよく承順ひてその意にさかはず、乏しきなかより夜毎にその好める酒を進めずといふことなし、近辺の人々かれが貧しく苦めるを憐ミ、入婿とりて家計を助よとす、めけれど、もんハたとひ姑を背おひ見輩をつれて袖乞すとも、己が力にて、姑をバ育むべし、他人入来りて姑へのつかへ疎なることあり(11ウ)てハ、先だつ人に義理

た、ずといひてかたくなにける、また姑の親類もあれば、これに助を乞ふべしといふものもありしが、そハ姑の意に適ふまじとて、終にその助をも乞ざりし、文化四年賞して銀百五十目を与へぬ、

○段原村とは ○稻荷町はや

とはハ父母ともに九十余歳にて、生産のいとなみもなしえざれば、とはおのが一身をもて両親を苦ましめじと心に誓ひ、昼夜賃作をはげみ、孝養に身を碎きけるさま奇特なりければ、文化四年賞して銀百目を恵まる、（12オ）○はやハ父金蔵に早くはなれ、年久しく老母へ孝養をつくし、病る時の介保並ならぬをもて文化九年米四俵を与へらる、その行状詳ならず、

○水主町水主幸蔵

幸蔵ハ父を増右衛門といふ、その家九口にしてわづかの月俸なれば、貧窶日にせまり、身にハやれたるひとへの衣をまとふばかりなり、幸蔵幼きより孝友の心あつく、父母のくるしめるを見るにしのびず、綿を弾また耕作にやとはれ、あるハ葦簾また篷つくることなど昼夜はた（12ウ）らきてその養をたすく、父母ハかれが年わかかくして勤むることのはげしければ、しばしハ休めよといへど、かつて怠ることなし、父が船番所の当番に、風雨の時ハおのれ簑笠にてゆき、父が勞に代りてその務をなす、父ハ幾年か春をいはふ餅さへ搗くことを得ざりしに、幸蔵日々得る所の錢をすこしづ、貯へおきて、餅をつき春を迎ふる手あてをもなしける、

或年奉行より属吏にさとし、冬の衣なくしてくるしめるものにハその料を与へしことあり、隣伍のもの相はかりてかれが「ありさまを」（13オ）

ハ挿絵第三図V（13ウ）

申出なんどありしに、幸蔵き、てわれこれまで公恩を蒙しに、また御救をうくるハ勿体なしとてかたくなことわりける、されどやむべきにあらざるをもて、遂に申出て錢若干をにぎハされければ、故衣など買得て父をはじめ皆あた、かに春を迎へける、文化元年子の三月さらに奉行より米三俵をあたへてその行をあらはさるこの以下善蔵まで同じく水主にして、賞ミナ船奉行より行ふところなり

○文九郎女いく

いくハ父母につかへて孝なり、母つねに腹を痛みて（14オ）久しく打臥しけるを、かれ十歳にみたざる頃より母が枕辺を去らず介保に心をつくし、ひと、なるにしたがひ孝養ますくあつく、また姉妹に友愛なり、家甚わびしかりければ、常に女工をはげみて家計をたすけ、父をして一日もつとめにおこたらしめず、後母の病加はりてハ、昼ハほかに出ず、夜ハ快く寝ずしてなでさすり、すこしの暇なきにも猶織縫ふわざをつとめて、菓食の費をわきまへけるとなん、ひとせ姉も病にか、りけるに、折しも父が旅の留守なりければ、いく一人母と姉とを（14ウ）看病して、心をくるしめ身をくだくことたとふるにものなし、かゝるいみじき行ありければ、文化元年三俵の米をあたへて賞せらる、時にいく歳十六なり、

## ○徳三郎姉ぬい 附勘蔵・千蔵・もん

ぬいハ孝友の心厚く、一とせ疫病さかんにおこなはれて、かれが  
家皆病ミふしけるに、ぬい右に父母を介保し、左に弟をいたハ  
りて、心力を尽せるさま人ミなおよびがたしとす、父死して後母  
に事ふることまずく、懇なり、母つねく、病がちなるに、弟の  
徳三郎ハ幼くして、家(15才)きハめて貧しくなりけるを、ぬ  
い昼夜賃作などして家計を営ミ、母の心を安からしむ、文化四  
年賞して米三俵をあたふ、喜兵衛が子勘蔵、伴七が子千蔵、和助  
が女もんな孝友のものにて、常の行も殊勝なりければ、ぬい  
と同じころ各鳥目十貫文をあたへらる、

## ○清蔵同 弟 国蔵

清蔵国蔵ハ父を佐平といふ、兄小三郎に妻子ありて家口多く、生計  
はなはだ乏しきに、一家むつまじくみなよく父母に事へけるが、清  
蔵国蔵ことに孝心ふかく、(15ウ)清蔵ハ常に運船して上国また  
下関へかよひ、その賃銭をバことく親にあたへ、もしさだま  
れる外に利を得ることありても、よしなきに費さず、親のこのめ  
る食物また衣服の料となしける、国蔵ハいとけなき時ハ野菜など  
商ひて日々市にかよひ、わが身ハあらぬもの、ミ食ひて終日奔走  
し、いつも餅菓子の類をとりかへり、おのが饑たるをわすれて、  
まづ父母にす、む、年長て後ハ兄と同じ業をいとなき、身にまとへ  
る衣の垢つき敗れたるをいとはず、つとめはたらきければ、い  
つしか(16才)家もにぎハひ、今ハその時々々の衣服上下やうのも  
のまでことごとくそなへて、父をよろこばせけるハ、げに孝子なら

ずやと人々その行をほめはやしぬ、賞して清蔵に鳥目一貫五百  
文、国蔵に米二俵をあたへらる、文政五年のことなり、

## ○清三郎

清三郎ハ父武七が職をつぎ、才ありてよくその職にかなひ、孝心  
また人に超たり、父病に臥してよりハ食す、ミがたく、たゞ生鯛  
をのミ好ミてこれを力に箸(16ウ)を取れば、清三郎風雨のは  
げしきをもいとハず、日ごとに市にゆきて買帰り、医療ハことに  
心をもちる、力の及かぎり尽したれど、その効なくて遂にはて  
ぬ、清三郎展墓することおこたらず、常に塋域をはらひきよめ、  
墳墓の見ゆるあたりにはたれば、いつも跣足となり身をかめて敬  
れせるさま人みな感じあへり、父死して後ハ家のこと大小となく母  
に問謀り、あへて専らにすることなく、平生たゞ母の心を安んず  
るをむねとし、おのれもし病ることあれば、なやめるさまを(17才)  
△挿絵第四図▽ (17ウ)

おしかくして母をうれひしめず、母齢傾きて病にかゝりしかバ、  
公用の外片時も左右を去らずして、湯薬また食物もかならずミつ  
から嘗ミて後これを進め、寒くなりゆくころハ母が足冷ぬれど、火  
闇によれば上逆のうれひあるをもて、終夜おのが膚にて母が足を  
あた、むるなど、万こころをこめて孝養しける、清蔵らと同じ年  
賞して銀三十目を与へらる、

## ○作右衛門妻よね ○吉蔵

よねハ父を貞平といふ、作右衛門が妻となりよく、姑に(18才)

つかふ、姑生魚を嗜けれど、貧しくてつねに飽しむることあたはず、よね深くこれをうれひ、われく貧しければ、優に世をおくらしむることハかなはずとも、せめて食物ほどハ快くまらせたきものとて、日夜糸機いとはたの女工をつとめ、日ごとに魚を買ひてす、め、また他にゆく時ハ口くちにかなふものを取帰とりかへりてつれづれをなくさむ、姑しゅうめい積せきの宿疾しゆくぢやくありて、しばく腹はらをいたミしが、服薬ふくやくすることとをきらひ、たゞ按摩鍼あんまはりのミもちあければ、病やまひおこるときハよね風雨ふうう昼夜ちゆうやのいとひなく、みづから「(18ウ) 行て鍼医はりいをむかふ、医もかれが請迎こひむかふるの切なるをもて、たとひいそがハしき事ありてもいなむことなかりしとぞ、文政八年米三俵こめを与へてその孝をあらはさる、○吉蔵きちざうハ父を吉兵衛きちべゑといひて、家貧いへうしければ務つとめのいとまにハ、葦芽よしをかを刈、また磯いそかせぎなどしてその生計すけいをたすける、吉蔵年少きちざうきより父母を愛しむこと厚く、父酒ちちさけをこのミければ、吉蔵日きちざうに母に向ひて酒ハ用意よういなしたまふやとたづぬ、母もし今日けふハその手だてなしといへば、酒さけなくてハ父上ちちへいかでか務つとめのつかれを慰なぐさめたま「(19オ) はんとて、おのが平日へいじつ商得あきなひえ錢ぜにを取りあつめ、とく市いちにゆきて買かひもとめ、父が帰かへるをまちて飲のみしめけるとぞ、よねと同じ年米二俵としごめを与て賞あたませらる、

○和五郎兄弟 ○常蔵兄弟 ○利七夫婦

和五郎わごろうハ徳次郎とくじちろうが子にて弟おとを亀次郎かめじちろうといふ、兄弟きやうだい同じく純孝じゆんかうなり、父病ちちやまひがちなればともにこれを憂うれふこと深く、和五郎舟わごろうふねはたらきして外ほかにある時も、夢見ゆめみあしきことあれば直ただちにかへり、安否あんひを伺うかふて後のちゆく、また友愛ゆうあいの情厚こころあつく、家貧いへうしくて飢寒きかんに苦しミ

ぬる中に、一衣いちいつ一食いつじくをも互たがひに「(19ウ) 譲ゆづりあひけるとぞ、○常蔵じやうざうハ弟おとを千代吉ちよきちといふ、関右衛門せきゑもんが子こなり、兄弟きやうだい柔和じやうわにしてよろづ親おやの心こころにしたがひ、その教導せうたうくことハよく守りて露つゆたがふことなし、○利七りしちハ妻つままつと共に養母やうぼに孝かうなり、母はハものいひあらしき性格うまれつきなれど、何事なにじもよくやはらかにうけ答こたへければ、少すこのいさかひもなく家常いへんじに睡ねじかりける、和五郎わごろう以下いげミな銀ぎんまた鳥目とりめを与へて賞しょうせらる、吉蔵きちざうらと同じ日ひなり、

○亀次郎女りやう「(20オ)

りやうハ亀次郎かめじちろうが女むすめにて半兵衛はんべゑが孫まごなり、半兵衛はんべゑ齡よほどかたふき老耄らうぼうしたるに、亀次郎かめじちろうまた病やまひによりて心狂こころくるハしくありければ、生計すけいますくきはまりぬ、りやうが母はねんごろに舅夫きやくとを介保かいはうし、幼子こどもも多おほけれどかひくしくたちまはり、衣食いしょくも時に応おうじてまかなひ、よく家をたもちければ人ひとこぞりてほめはやし、褒賞ほうしょうもあるべかりしが病やまひて死しす、時にりやう年十一としなるが、乳ちにはなれしいとけなき児こを昼夜ちゆうやふところにして、かなたこなたに乳ちをもとめ、雨あめふり夜よふくるをもいとひなく往ゆきかよひて「(20ウ)

△挿絵第五回V「(21オ)

そだてける、見みきく人ひとごとに涙なみだこぼさぬハなかりき、その祖父そふおよび父ちちにつかふることまた並なみならず、弟おと仁三郎にざう祖父そふが職しやくを統つぎしかど、なほ幼いぢくして家の事いへことにハ心こころもやらず、りやうこれをいとほしむことあつく、わが身みハ常に糸機いとはたの事ことに心こころをつくし、親おやしき人にとひ尋たづねて女工むすめをもかたのごとくならひ、身みを千々ちぢぢにくだき、弟おとをたすけてその務つとめをもなさしめける、天保六年てんぽう賞しょうして米三俵こめをあ

たへらる、りやう時に十六歳なりといふ、

○勘太郎女あさ ○猪之助「(21ウ)」

あさハ天性溫柔にしてよく父母につかふ、母久しく病て終にうせけるが、その病中日夜側にありて薬食より撫さすりのことまで、力を尽して介保せしこと並ならず、その後父もまた病を得、すこしのはたらきもなしえずして、貧しさ日々極り負債もますますかかミて父いたく心を悩しければ、あさふかく憂ひ、いかにもしてその心を安からしめんと、昼ハ田畑のやとはれに出、夜ハ糸綿の質作に身を抛ち、己が力をもて、遂に家産を取なほし負債をも残らず償ひて父が心を安からしむ、女の「(22オ)」身にてハ稀なる行なりとて、天保九年賞して米三俵を与ふ、○猪之助ハ七之助が子なり、至性ありて父母に事ること厚し、母五年がほど病に臥して足かなはず、蓐中に居ながら家事に意を配りければ、猪之助左右につき養ひ介保に力を尽し、常にその心を慰むるをむねとし、すべて衣食の事など女のなす業をも残りなく計らひければ、母もふかくよろこびける、また暇あれば父が耕作の助をもなし、よろづ務めはたらきて孝養たゆみなければ、あさと同じ年米二俵を「(22ウ)」賞し与ふ、

○元五郎同 弟 保太郎 ○善藏

元五郎ハ 弟 保太郎と共に父元藏につかへて孝心深く、友愛もまた至れり、或年父病にかゝりて久しくいえずりにしに、兄弟よく母の言をまもり己が身をくるしめて療養をつくしければ、父も恙なき

ことを得たり、賞して米二俵を与ふ、猪之助と同じ年なり、○善藏ハ性柔順にして己が務を怠らず、人と交ることまた厚し、父ハ前に身まかり、母ハ多病なれば善藏力を尽して「(23オ)」介保し、また弟の人の家を継ぎて貧しきにせまりけるをも、乏しき中より常に救ひ助けければ、母殊に悦びて人にもほめかたりける、元五郎と同じ年銀五十目を与へて、その孝友を賞せり、

○江戸住医師深井元立下男善助 附録

善助ハ尾州愛知郡の産にて、安永年中より江戸に出て仕をなし、元立が僕となる、性質正直にして廿五六年の間一日のごとく、いさ、かも怠なくつかへけり、主人大病の時かれ寢食を忘れ、昼夜となく左右をさらず、薬食「(23ウ)」またハ撫さすりなど、病人の心安しとおもふさまに意を配りて計らひ、主人の妻病てうせしが、その時の介保も至らざる所なく、また主人生母のありしを引とりて養ひけるに、老病にて悩みければ、よく主人の意をうけて敬ひかしづき、これを保養することも懇に、主人妾腹の男子三歳にして其母に離れしを、養育すること慈母の如く、小児もまた善助をしたひて、暫くも側を去らしめざりしとなん、元立素より微禄なるに病人多くして、その費かさみ貧しきこと窮りければ、「(24オ)」給銀もほどぐにあたへざれど、善助さらに意とせず、只一心に主家を重んじ、忠誠を尽しければ、元立が同僚共にその状を申出けるにより、享和二年戊の三月銀百目下され、かれが奇特を旌はさる、

卷四 終「(24ウ)」



△補注▽

- (1) 藩主浅野家の菩提寺で、寺領は藩初三〇〇石、元禄六年から四〇〇石。  
 (2) この時善助は五一歳。鈴木「続編孝義録料六十八」(安田女子大学『紀要』三〇号)参照。

△付記▽ 本稿は、「△資料翻刻▽『芸備孝義伝』三編(一)」(安田女子大学『紀要』三七号)、「同三編(二)」(大学院文学研究科『紀要』一四集)、「同三編(三)」(安田女子大学日本文学会『国語国文論集』四〇号)に続くものである。「書誌」及び「凡例」は(一)に譲る。

(二〇〇九・九・二八 受理)